追加型投信/海外/債券

BNYメロン・新興国ソブリン・ファンド(円ヘッジ)



商品分類			属性区分				
単位型 · 追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	海 外	債 券	その他資産 (投資信託証券(債券))	年12回 (毎月)	エマージング	ファンド・オブ・ファンズ	あり (フルヘッジ)

[※]属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。

投資信託説明書(請求目論見書)は、委託会社のホームページで閲覧・ダウンロードすることができます。 また、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、請求を行った場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。本書には、信託約款の主な内容が含まれていますが、信託約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に添付されています。ファンドの商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき、事前に受益者の意向を確認する手続きを行います。

投資信託の財産は、信託法(平成18年法律第108号)に基づき、受託会社において分別管理されています。 ファンドに関する詳細は、下記の照会先までお問い合わせください。

●この投資信託説明書(交付目論見書)により行う「BNYメロン・新興国ソブリン・ファンド(円ヘッジ)」の受益権の募集については、 委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により有価証券届出書を2021年11月17日に関東財務局長に 提出しており、2021年11月18日にその届出の効力が発生しております。

委託会社:ファンドの運用の指図を行う者

BNYメロン・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社

- 金融商品取引業者:関東財務局長(金商)第406号
- 設立年月日:1998年11月6日
- 資本金の額:7億9,500万円(2021年10月末現在)
- 運用する投資信託財産の合計純資産総額:9,917億円 (2021年9月末現在)

委託会社の照会先

電話番号(代表) **03-6756-4600** (営業日の午前9時~午後5時) ホームページ https://www.bnymellonam.jp/

受託会社:ファンドの財産の保管及び管理を行う者

三井住友信託銀行株式会社

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。



商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会ホームページ(https://www.toushin.or.jp/)をご覧ください。

★繰上償還の手続きの実施について

当ファンドは、信託約款に定められた信託契約の解約(繰上償還)の基準である10億口を下回っている状況が続いており、 今後、運用の基本方針に則った運用の継続が困難となることが懸念されるため、信託契約を解約することが受益者の皆様に とって有利であると判断し、2022年2月14日付で繰上償還を行う予定であり、投資信託及び投資法人に関する法律の規定 に基づき、当ファンドにおいて信託約款第39条に規定される書面による決議を行います。

書面による議決権の行使は、2021年11月19日現在の受益者を対象とし、2021年12月20日まで行い、2021年12月21日の書面決議で可決された場合、予定通り2022年2月14日をもって繰上償還することといたします。

書面決議において否決された場合は、繰上償還は行いません。

なお、2021年11月18日以降、当ファンドを購入申込みにより取得された受益権については、議決権はございません。 当ファンドのお申込みの際には、上記繰上償還手続きの内容をご理解のうえ、お申込みください。

詳しくは、委託会社または販売会社までお問い合わせください。

1 ファンドの目的・特色

ファンドの目的

主として、ケイマン籍外国投資信託である「ニッポン・オフショア・ファンズーエマージング・マーケッツ・サイケン・ファンド」および国内籍証券投資信託である「マネーポートフォリオ・ファンド (適格機関投資家専用)」に投資し、安定的な分配金原資の獲得と信託財産の中長期的な成長を図ることを目指して運用を行うことを基本とします。

ファンドの特色

新興国が発行した米ドル建てのソブリン債等に投資します。

外国投資信託証券への投資を通じて、実質的に米ドル建ての新興国の政府、政府機関もしくは企業の発行する債券 (エマージング・マーケット債券)等に投資することにより、安定的な分配金原資の獲得と信託財産の中長期的な成長を 図ることを目指します。

2 米ドル建ての資産に対して、日本円で為替ヘッジを行います。

当ファンドが投資する外国投資信託証券は、米ドル建ての資産に対して日本円で為替ヘッジを行うことにより、為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。

- 3 当ファンドは、毎月17日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、安定分配を行うことを目指します。
 - 外国投資信託証券への投資を通じて、毎月、債券の利息収入等を中心に安定分配を行うことを目指します。
 - (注)安定した分配を継続的に行うことを目標としますが、あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。 運用による収益が安定したものになることや基準価額が安定的に推移すること等を示唆するものではありません。
- 4 新興国債券の実質的な運用については、BNYメロン・グループ傘下の運用会社であるインサイト・ ノースアメリカ・エルエルシーに委託します。

インサイト・ノースアメリカ・エルエルシー

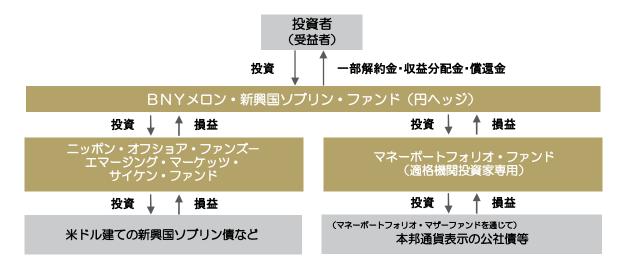
インサイト・ノースアメリカ・エルエルシー(以下、同社といいます。)は、同じBNYメロン・グループ傘下の運用会社である「メロン・インベストメンツ・コーポレーション」から債券運用に関する事業を承継し、2021年9月1日から投資対象ファンドである外国投資信託の運用を開始した運用会社です。当該変更により、投資対象ファンドである外国投資信託の運用哲学、運用プロセスには変更はございません。同社は、BNYメロン・グループ傘下の運用会社グループである「インサイト・インベストメント」の北米拠点で、米国ニューヨーク州に本社を置きます。

本社:米国ニューヨーク

ファンドの仕組み

「ファンド・オブ・ファンズ」について

当ファンドは、投資信託を投資対象とするファンド・オブ・ファンズです。当ファンドは、投資者(受益者)からの資金を投資対象である投資信託 (ニッポン・オフショア・ファンズーエマージング・マーケッツ・サイケン・ファンドおよびマネーポートフォリオ・ファンド(適格機関投資家専用))に 投資し、実質的な運用を各投資信託で行います。



主な投資制限

投資信託証券	投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。		
同一銘柄の投資信託証券	同一銘柄の投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。		
株式	株式への直接投資は行いません。		
外貨建資産	外貨建資産への直接投資は行いません。		
デリバティブの利用	デリバティブの直接利用は行いません。		

収益分配方針

毎決算時(原則として、毎月17日、休業日の場合は翌営業日)に、原則として以下の方針に基づき収益の分配を行います。

- ・分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益および売買益(評価益を含みます。)の全額とします。
- ・収益分配金額は、基準価額水準等を勘案して委託会社が決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。
- ・留保益の運用については、特に制限を設けず運用の基本方針に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

将来の収益分配金の支払いおよびその金額について、保証するものではありません。



※上記は収益分配のイメージ図であり、将来の収益分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

追加的記載事項

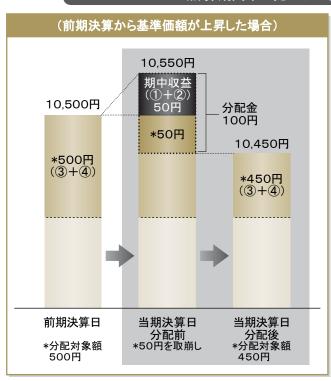
収益分配金に関する留意事項

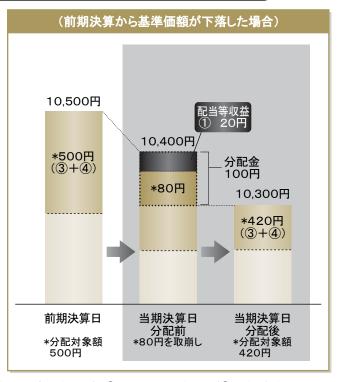
▶分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その 金額相当分、基準価額は下がります。



▶分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払 われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。 また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

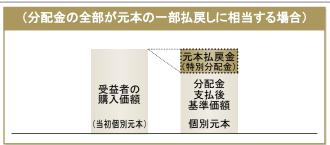
(計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合)





- (注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。 分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。
 - ※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意下さい。
- ●受益者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当 する場合があります。
 - ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。





普通分配金:個別元本(受益者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金):個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の受益者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額 だけ減少します。

(注)普通分配金に対する課税については、後掲「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照下さい。

追加的記載事項

★当ファンドが投資対象とする投資信託証券

1. ニッポン・オフショア・ファンズーエマージング・マーケッツ・サイケン・ファンド

形態	ケイマン籍外国投資信託
投資方針	主として米ドル建ての新興国の政府、政府機関もしくは企業の発行する債券(エマージング・マーケット債券)に 投資することにより、安定分配のための利息収入の獲得および信託財産の中長期的な成長を目指します。
主要投資対象	米ドル建ての新興国の政府、政府機関もしくは企業の発行する債券(エマージング・マーケット債券)に投資します。
投資態度	①主として米ドル建ての新興国の政府、政府機関もしくは企業の発行する債券(エマージング・マーケット債券) に投資することにより、安定分配のための利息収入の獲得および信託財産の中長期的な成長を目指します。 ②市況動向、資金動向その他の要因等によってはエマージング・マーケット債券の組入れ比率を下げる場合があります。 ③外貨建資産は日本円で為替ヘッジを行います。
当初設定日	2011年3月2日
決算日	1月31日
収益分配	原則として、毎月分配を行います。
申込手数料	ありません。
管理報酬等	日々の純資産総額に対して年率0.61% (内訳 管理報酬:0.50%、管理事務代行および保管会社報酬:0.10%、受託会社報酬:0.01%)
信託財産留保額	ありません。
その他費用	組入有価証券の売買時の売買委託手数料、ファンドの設立・開示に関する費用(ファンドの監査に要する 費用、弁護士報酬等を含みますが、これらに限りません。)等も負担します。
管理会社	BNYメロン・インターナショナル・マネジメント・リミテッド
投資運用会社	BNYメロン・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社
副投資運用会社 インサイト・ノースアメリカ・エルエルシー	

^{※「}ニッポン・オフショア・ファンズーエマージング・マーケッツ・サイケン・ファンド」は、「エマージング・マーケッツ・サイケン・ファンド」という場合があります。

2. マネーポートフォリオ・ファンド (適格機関投資家専用)

形態	適格機関投資家私募/契約型 追加型/内外/債券(FOF専用)
運用の基本方針	この投資信託は、安定した収益の確保を目標として運用を行います。
主要投資対象	「マネーポートフォリオ・マザーファンド」(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券を主要投資対象とします。なお、公社債等他の有価証券または金融商品に直接投資を行うことがあります。
投資態度	①マザーファンド受益証券を主要投資対象とし、安定した収益の確保を目標として運用を行うことを基本とします。 ②マザーファンドへの投資を通じて、主として本邦通貨表示の公社債等(国債、地方債、政府保証債、利付金融債、事業債、ユーロ円債、短期金融商品等)および高格付の外国債券(国債、地方債、政府保証債、利付金融債、事業債、短期金融商品等)に投資をし、安定した収益の確保を目指します。 ③市況動向、資金動向その他の要因等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
運用会社	BNYメロン・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社

基準価額の変動要因(主な投資リスク)

当ファンドは、国内外の投資信託証券を主要投資対象としていますので、投資する投資信託証券の基準価額の変動により、当ファンドの基準価額は大きく変動することがあります。

当ファンドは、元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により解約・償還金額が投資元本を下回り、損失を被る可能性があります。運用により信託財産に生じた利益または損失は、すべて受益者に帰属します。当ファンドは、預貯金とは異なります。また、預金保険または保険契約者保護機構の対象ではありません。

以下の事項は、投資対象ファンドのリスクも含まれます。

価格変動リスク

投資信託証券を通じて投資を行う債券等の価格動向は、国内および国際的な政治・経済情勢の 影響を受けます。そのため、当ファンドの投資成果は、組入れ投資信託の価格変動があった場合、 元本欠損を含む重大な損失が生じる場合があります。

新興国への 投資に伴うリスク

新興国の債券への投資については、新興国における政治・社会的不確実性、決済システム等市場インフラの未発達、証券市場、情報開示制度、会計基準、法制度等の未整備、監督当局による監督体制の未成熟、外国への送金規制、為替レートの高い変動率等に伴い、運用上予期しない制約を受けるなどのリスクが想定されます。また、通貨危機に直面した場合には、新興国における急激な金利上昇、債券価格の暴落、発行体のデフォルト等のリスクが高くなります。また、金融市場や政情に起因する諸問題が有価証券や通貨に及ぼす影響が先進国より大きいことがあり、また政府当局が様々な規制を一方的に導入することがあります。それらの国における有価証券・通貨市場は、規模が小さく流動性が低い場合があり、その結果それらの市場において取引される有価証券・通貨の価格変動が大きくなることがあります。税制においても、先進国の税制と異なる場合があり、また、一方的に変更されたり、新たな税制が適用されることもあります。

上記のような要因が、信託財産の価値を大幅に変動または下落させる可能性があります。

為替変動リスク

為替変動リスクは、外国為替相場の変動により外貨建資産の価額が変動するリスクのことをいいます。外貨建資産を保有する場合、当該通貨と円の為替変動の影響を受け、損失が生じることがあります。当該資産の通貨に対して円高になった場合にはファンドの基準価額が値下がりする要因となります。

当ファンドが投資する外国投資信託証券の外貨建資産について為替変動リスクの低減を図るため 為替ヘッジが行われますが、リスクを完全に排除できるものではなく、為替変動の影響を受ける場合 があるほか、ヘッジコストの分だけ収益が低下することがあります。

金利変動リスク

債券等は、市場金利の変動により価格が変動します。一般に金利低下時には価格が上昇し、逆に 金利上昇時には価格が下落する傾向があります。ただし、その価格変動は、残存期間・発行の条件 等により異なります。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

クーリング・オフ

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の 適用はありません。

収益分配金にかかる留意点

- ・ 収益分配金は、計算期間中に発生した運用収益(経費控除後の利子・配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。したがって、収益分配金の水準は、必ずしも計算期間中におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- ・ 受益者のファンドの購入価額によっては、収益分配金の全額または一部が、実質的には元本の 一部払い戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準 価額の値上がりが小さかった場合も同様です。
- ・ 収益分配金は、ファンドの純資産から支払われますので、収益分配金の支払後の純資産は減少 することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中の運用収益以上に収益分配金 の支払を行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比較して下落することになります。

リスクの管理体制

ファンドの運用におけるリスク管理については、運用部門における日々のモニタリングに加えて、運用部門から独立した組織体制においても行っています。

[投資政策委員会]

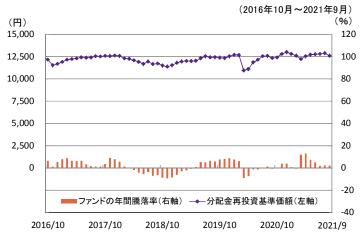
ファンドの運用計画案の審議、運用実績の評価、運用に関する法令および内部規則 の遵守状況の確認、最良執行に関する方針の策定および確認を行います。

[コンプライアンス・リスク管理委員会]

コンプライアンスおよびリスク管理に関わる事項等の審議・決定を行い、委託会社の 法令遵守・リスク管理として必要な内部管理態勢を確保します。

参考情報

当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

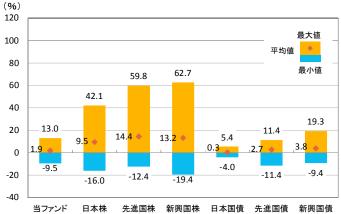


- * 年間騰落率は、2016年10月~2021年9月の5年間の各月末における直近1年 間の騰落率を示しています。
- * 年間騰落率は、税引き前収益分配金を分配時に再投資したものとして計算 しており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合が あります。また、分配金再投資基準価額は、税引き前収益分配金を分配時に 再投資したものとして計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があり ます。

当ファンドと代表的な資産クラス※との騰落率の比較

グラフは、当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

(2016年10月~2021年9月)



* グラフは、2016年10月~2021年9月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。

当ファンドについては、税引き前収益分配金を分配時に再投資したものとして 計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる 場合があります。

* 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

※ 各資産クラスの指数

日本株 東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)

株式会社東京証券取引所が算出・公表している、東京証券取引所に上場する株式を対象として算出した株価指数で、配当を考慮したものです。

先進国株 MSCI-KOKUSAIインデックス (配当込み、円ベース)

MSCI Inc. が算出・公表している、日本を除く先進国の株式を対象として算出されたグローバルな株価指数で、配当を考慮したものです。

新興国株 MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)

MSCI Inc. が算出・公表している、世界の新興国の株式を対象として算出された株価指数で、配当を考慮したものです。

日本国債 NOMURA-BPI 国債

野村證券株式会社が算出・公表している、日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。

先進国債 FTSE世界国債インデックス (除く日本、ヘッジなし、円ベース)

FTSE Fixed Income LLC が算出・公表している債券インデックスで、日本を除く世界の主要国の国債の価格と利息収入を合わせた総合投資収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。

新興国債 JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックスーエマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)

J.P.Morgan Securities LLC が算出・公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした、時価総額ベースの指数です。

TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、東京証券取引所に帰属します。

MSCIインデックスに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

NOMURA-BPIに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村證券株式会社に帰属します。

FTSE世界国債インデックスに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックスに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P.Morgan Securities LLCに帰属します。

上記各指数の騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに、株式会社野村総合研究所が計算しております。

株式会社野村総合研究所及び各指数のデータソースは、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。 また、株式会社野村総合研究所及び各指数のデータソースは、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に 起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。 3

基準価額・純資産総額の推移



2021年9月30日現在				
基準価額 7,228円				
純資産総額	3.6億円			

分配の推移

2021年 5月	20円
2021年 6月	20円
2021年 7月	20円
2021年 8月	20円
2021年 9月	20円
直近1年間累計	240円
設定来累計	4,970円

(注)1万口当たり、税引き前

- (注1)基準価額、基準価額(分配金込み)は、1万口当たり運用管理費用(信託報酬)控除後です。
- (注2)基準価額(分配金込み)は、税引き前収益分配金を分配時に再投資したものとして計算しています。
- (注3)当ファンドは、設定時から10年以上経過しましたので、直近10年間を記載しております。 (設定日:2011年3月1日)

主要な資産の状況

資産構成比率

	銘柄名	国/地域	種類	投資比率(%)			
1	エマージング・マーケッツ・サイケン・ファンド	ケイマン諸島	投資信託受益証券	97.86			
2	マネーポートフォリオ・ファンド(適格機関投資家専用)	日本	投資信託受益証券	1.13			

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

<参考>エマージング・マーケッツ・サイケン・ファンド

組入上位1O銘柄

	銘柄名	国/地域	種類	構成比(%)
1	PT PERTAMINA (PERSERO)	インドネシア	準国債	7.56
2	ALIBABA GROUP HOLDING	中国	社債	7.04
3	KAZTRANSGAS JSC	カザフスタン	準国債	6.93
4	SAUDI INTERNATIONAL BOND	サウジアラビア	国債	6.83
5	REPUBLIC OF SENEGAL	セネガル	国債	6.69
6	EQUATE PETROCHEMICAL BV	クウェート	準国債	6.40
7	GAZPROM PJSC (GAZ FN)	ロシア	準国債	6.30
8	QNB FINANCE LTD	カタール	準国債	6.24
9	COMISION FEDERAL DE ELEC	メキシコ	準国債	6.22
10	ARAB REPUBLIC OF EGYPT	エジプト	国債	5.83

種類別組入比率

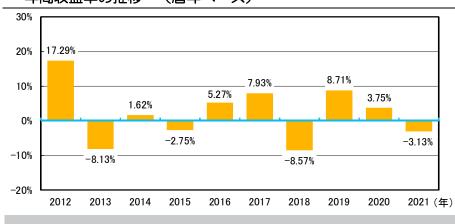
種類	構成比(%)
準国債	51.70
国債	41.26
社債	7.04

組入上位国/地域

112 1 L	
国/地域	構成比(%)
メキシコ	15.17
インドネシア	7.56
中国	7.04
カザフスタン	6.93
サウジアラビア	6.83

- (注1)国/地域は、ブルームバーグの分類に基づきます。
- (注2)種類は、ブルームバーグの分類に基づき、委託会社が作成したものです。
- (注3)構成比は、上記参考ファンドの現金等を除く債券部分を100%として計算した各銘柄の評価金額の比率で、経過利息を含みます。

年間収益率の推移 (暦年ベース)



- (注)ファンドの収益率は、税引き前収益分配金を分配時に 再投資したものとして計算しています。 2021年は9月末までの収益率です。
- 運用実績等について、別途月次等で開示している場合があります。この場合、委託会社のホームページで閲覧することができます。
- 運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

4 手続・手数料等

お申込みメモ

の十足のグ・こ			
購入単位	販売会社が定める単位 収益分配金を再投資する場合は1口の整数倍とします。 ※「一般コース」および「自動継続投資コース」があります。 詳しくは、販売会社までお問い合わせください。		
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額 ※ファンドの基準価額は1万口当たりで表示しています。		
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。		
換金単位	販売会社が定める単位		
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額		
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して6営業日目より、申込みの販売会社でお支払いします。		
購入•換金 申込不可日	以下のいずれかの日に該当する場合はお申込みできません。 ・ニューヨークまたはルクセンブルグの取引所の休場日 ・ニューヨークまたはルクセンブルグの銀行の休業日 ・委託会社が別途定める日		
申込締切時間	営業日の午後3時までに販売会社が受付けた分を当日の申込み分とします。		
購入の申込期間	2021年11月18日~2022年5月17日 ※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。 * 当ファンドは、2022年2月14日付で繰上償還を行う予定であり、投資信託及び投資法人に関する法律の規定に基づき、信託 約款第39条に規定される書面による決議を行います。 書面による議決権の行使は、2021年11月19日現在の受益者を対象とし、2021年12月20日まで行い、2021年12月21日の書面 決議で可決された場合、 <u>申込期間は2022年2月8日までとなります。</u> なお、書面決議において否決された場合は、繰上償還は行いません。 詳しくは、委託会社または販売会社までお問い合わせください。		
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、委託会社の判断により、大口のご換金の場合には制限を設けさせていただく場合があります。		
購入・換金 申込受付中止 および取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情がある ときは、委託会社は、受益権の購入・換金の申込みの受付けを中止することおよびすでに受付けた申込みの 受付けを取消す場合があります。		
信託期間	無期限(当初信託設定日:2011年3月1日) * 当ファンドの信託期間は無期限とさせて頂いておりますが、2022年2月14日付で繰上償還を行う予定であり、投資信託及び投資法人に関する法律の規定に基づき、信託約款第39条の書面による決議を行います。 書面による議決権の行使は、2021年11月19日現在の受益者を対象とし、2021年12月20日まで行い、2021年12月21日の書面決議で可決された場合、予定通り2022年2月14日をもって繰上償還することといたします。なお、書面決議において否決された場合は、繰上償還は行いません。		
繰上償還	受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合等には、繰上償還することがあります。		
決算日	毎月17日(休業日の場合は翌営業日)		
収益分配	毎月決算時に、収益分配方針に基づき分配を行います。 分配対象額が少額の場合は、分配を行わないことがあります。 ※「自動継続投資コース」の場合、収益分配金は税引き後再投資されます。		
信託金の限度額	2,000億円		
公告	日本経済新聞に掲載します。		
運用報告書	毎特定期間(原則として、毎年2月18日から8月17日までおよび8月18日から翌年2月17日まで)終了後および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に交付します。		
課税関係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。		

ファンドの費用・税金

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料

購入価額×上限3.85%(税抜 3.5%)

(手数料率は販売会社が定めます。)

※自動継続投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合は、申込手数料はかかりません。

≪当該手数料を対価とする役務の内容≫

販売会社による商品および関連する投資環境の説明・ 情報提供等、ならびに購入に関する事務手続き等

信託財産留保額

ありません。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

当該ファンドの 運用管理費用 (信託報酬)

運用管理費用の総額=信託財産の日々の純資産総額×年率1.023%(税抜 0.93%)

運用管理費用は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支払われますが、日々費用として計上されており、日々の基準価額は運用管理費用控除後となります。

運用管理費用の配分は、以下のとおりです。

純資産総額	250億円未満 の部分	250億円以上 500億円未満の部分	500億円以上 の部分	≪当該運用管理費用を対価とする役務の内容≫
(委託会社)	年率0.20%	年率0.15%	年率0.05%	信託財産の運用指図、法定開示書類の作成、基準
	(税抜)	(税抜)	(税抜)	価額の算出等
(販売会社)	年率0.70%	年率0.75%	年率0.85%	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、
	(税抜)	(税抜)	(税抜)	口座内でのファンドの管理および事務手続き等
(受託会社)	年率0.03%(税抜)			信託財産の保管・管理、委託会社からの指図の 実行等

投資対象とする 投資信託証券の 管理報酬等

- ・ニッポン・オフショア・ファンズーエマージング・マーケッツ・サイケン・ファンド
- ・・・・信託財産に属する当該ファンドの日々の純資産総額×年率0.61%
- ・マネーポートフォリオ・ファンド(適格機関投資家専用)
- ····信託財産に属する当該ファンドの日々の純資産総額×年率0.033%(税抜0.03%)~0.165%(税抜0.15%)

実質的な負担

年率1.633%程度(概算)

※管理報酬等には年間最低報酬額が定められているものもあるため、純資産総額によっては年率換算で上記の信託報酬率を 上回る場合があります。

その他費用・ 手数料

監査法人等に支払うファンドの監査にかかる費用、目論見書・運用報告書等法定開示書類の印刷、交付および提出にかかる費用、その他の管理、運営にかかる費用、組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等が、信託財産より支払われます。

(注)この他に、投資対象とする投資信託証券においても、上記費用に類する費用がかかります。

◆その他費用·手数料については、資産規模および運用状況等により変動しますので、料率、上限額等を表示することができません。

※上記費用の総額につきましては、投資者の皆様の保有される期間等により異なりますので、表示することができません。

税金

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項目	税金
分 配 時	所得税、復興特別所得税 および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時 および償 還 時	所得税、復興特別所得税 および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

- ※上記は、2021年10月末現在のものです。
- ※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
- ※少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」、未成年者少額投資非課税制度「愛称:ジュニアNISA(ジュニアニーサ)」をご利用の場合 毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、 販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社までお問い合わせください。
- ※法人の場合は、上記とは異なります。
- ※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家にご確認されることをお勧めします。

